

別記 1

建設工事を受注された皆様へ

平成 28 年度予算に係る工事請負契約における前払金の使途に係る特例の取扱いについて

北海道では、国の前払金の使途拡大の取扱いと同様に、次のとおり平成 28 年度発注工事の前払金の使途の特例措置を実施します。

記

1 特例措置の対象となる前払金

特例措置の対象となる前払金（中間前払金を含まない。以下同じ。）は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、平成 29 年 3 月 31 日までに払出しが行われるものとします。

2 特例措置の対象となる前払金の使途の範囲及び上限

特例措置により前払金の対象となるのは、現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）とし、これらに充てられる前払金の上限は、前払金額の 100 分の 25 とします。

3 既に請負契約を締結している工事の取扱い

平成 28 年 4 月 1 日以降において、既に請負契約を締結した工事についても、特例措置を適用することを可能としますが、当該請負契約における前払金の使用等の特例に係る規定を追加することが必要であるため、特例措置の適用を希望する場合は、別紙により協議してください。

（北海道後志総合振興局産業振興部農村振興課）

別紙

平成 年 月 日

北海道後志総合振興局長 様

住 所
会 社 名
代表者氏名

印

平成 28 年度予算に係る工事請負契約における前払金の使途に係る特例の取扱
に基づく協議について

平成 年 月 日付けで契約締結した次の工事について、前払金の使途に係る特
例を契約書約款第 51 条の規定により協議します。

記

1 工事番号

2 工事名

※平成 28 年度予算に係る工事請負契約における前払金の使途について

1 特例措置の対象となる前払金

特例措置の対象となる前払金（中間前払金を含まない。以下同じ。）は、平成 28 年 4 月 1 日から平
成 29 年 3 月 31 日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、平成 29 年 3 月 31 日ま
でに払出しが行われるものとする。

2 特例措置の対象となる前払金の使途の範囲及び上限

特例措置により前払金の対象となるのは、現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）及び一般
管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）とし、これらに充てられる前払金の
上限は、前払金額の 100 分の 25 とする。